

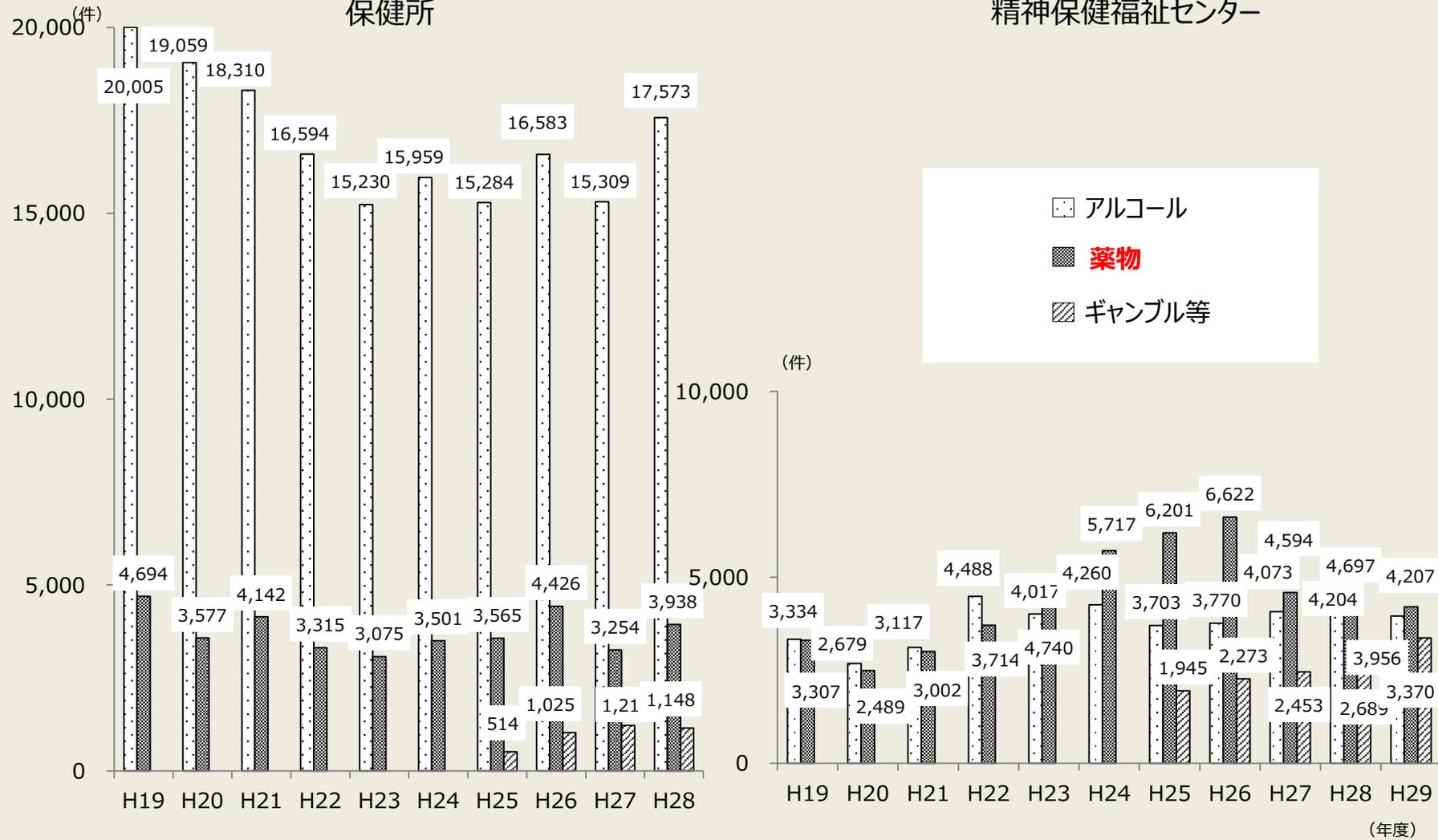
厚生労働省の 薬物依存症対策について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課依存症対策推進室

アルコール、薬物、ギャンブル等に関する相談件数

保健所

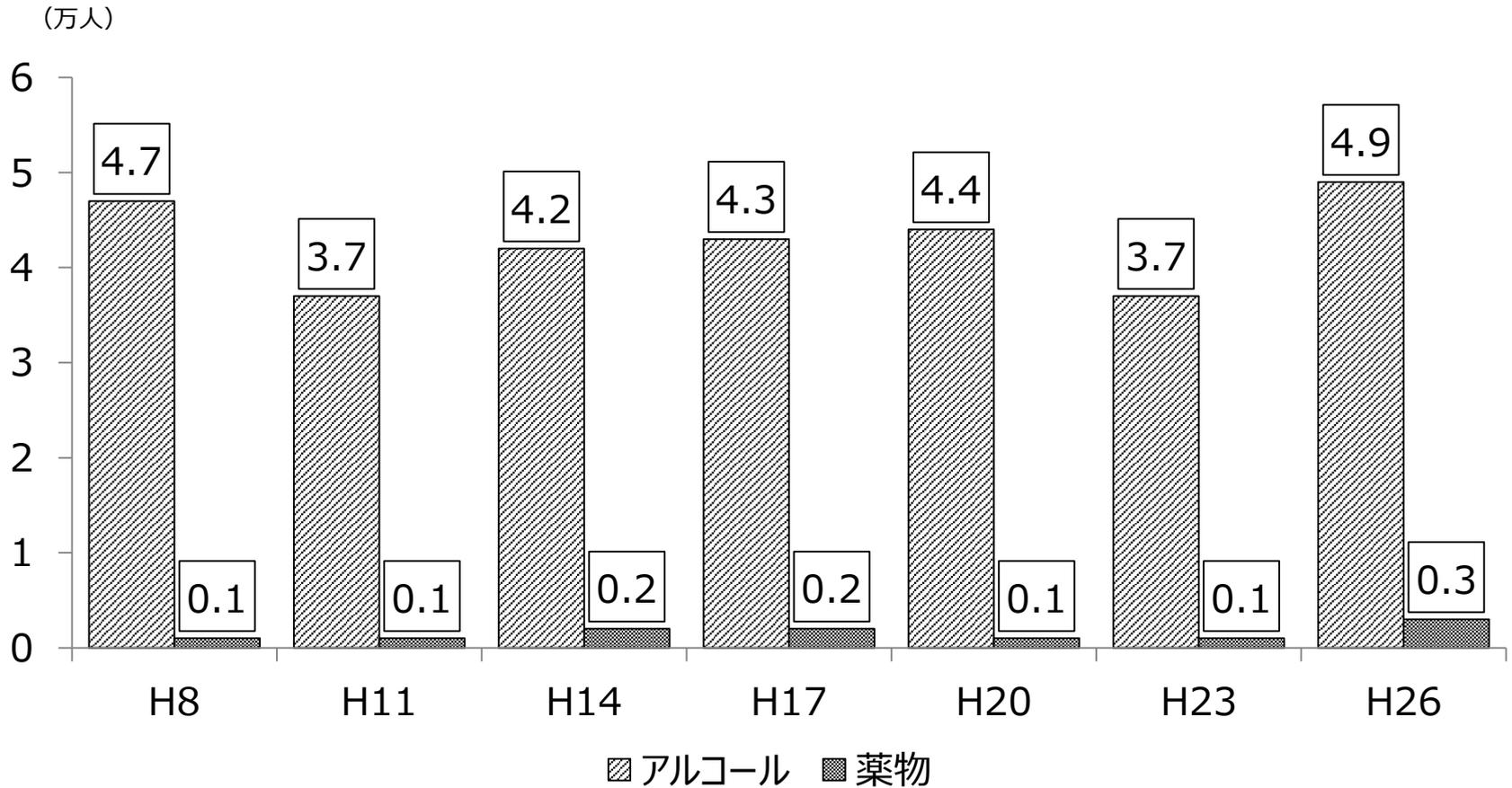
精神保健福祉センター



(出典：保健所 地域保健・健康増進事業報告、精神保健福祉センター 衛生行政報告例)

※H22年度の調査では宮城県のうち仙台市以外の保健所、精神保健福祉センターは含まれていない。 ※ギャンブルに関する相談件数は平成25年度調査より把握している。

アルコール依存症、薬物依存症の総患者数



(※ギャンブル等依存症は500人未満)

(出典：患者調査) H23年の調査では宮城県の一部と福島県を除いている

依存症の患者数と推計値（潜在数）

平成28年度 依存症の患者数

- アルコール依存症の患者数
外来 95,579人 入院 25,606人
- 薬物依存症の患者数
外来 6,458人 入院 1,431人
- ギャンブル等依存症
外来 2,929人 入院 261人

※入院はギャンブル等依存症を理由に精神病床に入院している者数。外来は1回以上受診した者数。
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課「精神保健福祉資料」より

依存症の推計値（潜在数）

- アルコール依存症の推計値（時点経験）：約57万人
（生涯経験）：約107万人

厚生労働科学研究「WHO世界戦略を踏まえたアルコールの有害使用対策に関する総合的研究 2013～2015年」より

- ギャンブル等依存が疑われる者の推計値（過去1年間）：約70万人
（生涯経験）：約320万人

ギャンブル障害の疫学調査、生物学的評価、医療・福祉・社会的支援のありかたについての
研究（障害者対策総合研究開発事業（国立研究開発法人日本医療研究開発機構）より

薬物依存症対策の課題

- ✓ 薬物依存症の専門医療機関や専門相談拠点、自助グループが不足、アクセスが困難
- ✓ 薬物依存症に係る人材が足りない
- ✓ 地域の様々な関係機関、自助グループ等民間団体との連携が不十分
- ✓ 薬物依存症患者・家族への偏見・差別、理解不足

薬物依存症対策関係の計画及び対策の柱

(計画)

- ・第五次薬物乱用防止五か年戦略（平成30年8月～）
 - 目標 2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止
- ・再犯防止推進計画（平成29年12月～）
 - 第 3 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
 - 2. 薬物依存を有する者への支援等

(対策の柱)

- ① 薬物依存症の専門医療機関・相談機関の整備
- ② 薬物依存症の人材の育成・資質の向上
- ③ 薬物依存症に関する調査・研究の推進
- ④ 地方自治体・民間団体等自助グループへの支援
- ⑤ 薬物依存症に関する普及啓発
- ⑥ 関係機関の連携強化

戦略策定に向けた3つの視点

- ・国際化を見据えた水際を中心とした薬物対策
- ・未規制物質・使用形態の変化した薬物への対応
- ・関係機関との連携を通じた乱用防止対策

5つの目標

目標1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

＜学校における薬物乱用防止教育＞

- 関係機関が連携した薬物乱用防止教室の充実
- 指導者に対する研修会等による資質向上

＜関係機関等との連携、海外渡航者への広報＞

- 関係機関・団体と連携した広報・啓発活動
- 大麻を原材料とする食品の持ち帰りの注意喚起

＜広報・啓発の強化＞

- 科学的知見を広報・啓発資材へ反映
- 危険性等を強く印象付けられる画像等の利用

目標2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

＜医療提供体制の強化＞

- 認知行動療法等の専門医療機関の充実
- 薬物依存症治療の従事者への研修

＜社会復帰のための指導・支援＞

- 刑事司法関係機関等による指導・支援の推進
- 依存症相談員を配置した相談拠点の設置

＜研究の推進＞

- 薬物乱用実態の研究の推進
- 治療回復プログラム等の効果検証

目標3 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

＜捜査基盤の整備と連携強化＞

- 薬物専門の捜査・情報分析・鑑定等体制強化
- 合同捜査・共同摘発の推進

＜巧妙化潜在化する密売事犯等への対応＞

- サイバーパトロール等による情報収集強化
- 向精神薬悪用事例等への対応

＜未規制物質等の情報収集と迅速な規制＞

- 高度な鑑定、毒性評価、鑑定手法の研究・導入
- 関係機関間での迅速な情報共有

目標4 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

＜密輸等の情報収集・取締体制の強化＞

- 国内外関係機関と連携した早期の情報入手
- 取締りに必要な資機材の整備

＜水際と国内の関係機関が連携した取締の徹底＞

- コントロールド・デリバリー捜査の活用
- 合同捜査・共同摘発の推進

＜訪日外国人に対する広報啓発＞

- 多言語での発信による広報・啓発強化
- 国際会議・在外機関等を通じた広報・啓発

目標5 国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

＜各国・地域の薬物乱用実態等の把握＞

- インターネット対策等捜査手法に係る情報収集
- 国際機関を通じた乱用薬物の情報収集

＜国際的な取締体制の構築＞

- 国際捜査共助・逃亡犯罪人引渡等の活用
- 職員の派遣等を通じた協力体制の構築

＜国際会議・国際枠組への積極的な参画＞

- アジア地域での薬物対策の協議及び知見の共有
- 国連麻薬委員会等への参加を通じた諸外国との連携

※項目は主なものを記載

目標2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

- 薬物乱用者が社会復帰し、薬物の再乱用を防止するためには、認知行動療法等を中心とした薬物依存症の適切な治療と社会復帰に向けた効果的な指導・支援の両輪により対策を講じる必要がある。
- 薬物乱用は犯罪行為であるとともに薬物依存症という病気である場合があることを十分に認識し、社会復帰や治療のための環境整備に努め、社会資源の活用を行った上で、再乱用防止施策を推進する必要がある。
- 薬物依存の治療及び薬物乱用者の社会復帰支援には、関係省庁間での連携を密にすることは当然であるが、民間団体との連携や薬物問題に悩む家族へのきめ細やかな支援が重要であることを理解し、効果検証等を通じて、より一層効果的な再乱用防止対策を推進する必要がある。

主なテーマ	主な具体的施策
薬物依存症等への医療提供体制	<p>薬物依存症専門医療機関治療拠点機関選定推進と、治療回復プログラムゆらなる充実・普及を図る。</p> <p>薬物依存症治療当たる医療事業者専門性向上ゆめゆめゆめや精神科以外の医療機関勤務医療事業者の能力向上や潜在的薬物依存症者早期発見、早期対応に資するための研修実施を図る。</p>
地域社会における本人家族等への支援体制の実	<p>依存症相談員配置した相談拠点設置し、本人やその家族から薬物依存症に関する相談支援窓口を実現を図る。</p> <p>薬物依存症から回復に向けて薬物依存症患者その家族切れ目なく支援するため、地域で活動する自助グループ等民間団体活動促進するため取り組むを図る。</p> <p>薬物依存症相談支援当たる職員や依存症患者支援当たる者に対する研修を実施を図る。</p> <p>法務省及び厚生労働省により策定された薬物依存症に関する刑務所出所等支援に関する地域連携ガイドラインに基づき、刑事司法関係機関医療保健・福祉機関との層連携を図る。</p> <p>その他課題共有協議等し、連携強化を図る。</p>
薬物依存症に関する正しい理解の	<p>薬物依存症正しい知識と理解にゆめ広く国民に浸透し、薬物依存症患者その家族が適切な治療</p>
薬物乱用実態や再乱用防止に向けた効果的なプログラムに関する研	<p>依存症に関する調査研究事業において依存症策全国拠点機関実施する全国の医療相談支援体制整備に資する依存症実態解明や地域現状課題に関する調査研究を行う。</p> <p>厚生労働省学術院刑部の部執行猶予制度下における薬物依存者地域支援に関する政策研究</p>

再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から平成34年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合

48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組

地域社会での継続的支援

再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

再犯防止推進計画(続き)

7つの重点分野と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（平成33年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

再犯防止推進計画(薬物依存症関連抜粋)

概要

- 「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号)第7条第1項の規定に基づき平成29年12月に策定。
- 同法同条第6項において、「少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなくてはならない」と規定されていることから、計画期間は、平成30年度から34年度末までの5年間とされている。

薬物依存症関連の主な施策	関係省庁
	法務省、厚生労働省
薬物依存症治療の専門医療機関の充実と一般の医療機関における薬物依存症者に対する適切な対応を促進。	厚生労働省
窓口の充実。	厚生労働省
めた民間団体の活動支援の充実。	厚生労働省
上を図る。	厚生労働省
地域における課題の共有と対応方法の検討など、連携強化を図る。	警察庁、法務省、厚生労働省
	厚生労働省
薬物依存症に関する知見を有する、「医師、看護師等の医療関係者」、「精神保健福祉士及び社会福祉士」、「公認心理師」、「地域において生活支援を担う者」の育成。	厚生労働省

刑の一部の執行猶予制度の創設について

刑法の改正等

平成25年6月、刑の一部の執行猶予制度の導入等を内容とする「刑法等の一部を改正する法律」及び「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」が成立し、平成28年6月1日に施行された。

刑の一部の執行猶予制度の概要

制度施行前

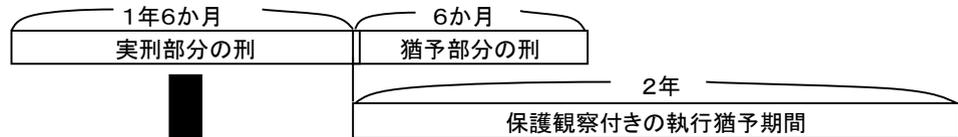
- ◎ 刑期の全部を実刑とするか、刑期の全部を執行猶予とするかの2つしか選択肢がなかった。
- ◎ 刑務所出所者の再犯防止・社会復帰のための仕組みとして、以前から仮釈放制度があるが、仮釈放期間が短く十分な地域移行ができず、期間の経過後再犯に至るケースが多数見られた。

例) 刑務所出所者のうち、5年以内約5割の者が刑務所へ再入所(覚せい剤取締法違反の場合。平成27年版犯罪白書による。)

刑の一部の執行猶予制度

- ◎ 3年以下の懲役・禁錮を言い渡すとき、判決で1～5年の間その一部の執行を猶予することができる。
- ・前に禁錮以上の実刑に処せられたことがない初犯者...猶予中、保護観察に付することができる(裁判所の裁量)
- ・薬物使用等の罪を犯した者で初犯者でないもの(累犯者)...猶予中は必ず保護観察に付す。

例) 懲役2年, うち6か月につき2年間保護観察付き執行猶予



刑務所内における処遇 + 地域社会における処遇(保護観察)

保護観察とは、刑務所出所者等の再犯を防ぎ、社会復帰を図るため、保護観察所の保護観察官が、地域の保護司等と協力して、刑務所出所者等に対して指導や支援を行うもの。

制度導入に当たってのポイント

- ◎ 薬物依存のある保護観察対象者の増加、保護観察期間の長期化が見込まれる。
- ◎ 保護観察終了後も、必要な支援等(薬物依存に対する治療・相談支援、家族支援など)を受けられる体制を整えておくことが特に重要

➡ 保護観察所と地域の医療・保健・福祉機関等との連携が不可欠

策定の背景

- ・危険ドラッグを含め、薬物依存は大きな社会問題となっており、その対策は政府の重要な政策課題の一つ。そうした中、薬物依存者等を対象とした刑の一部の執行猶予制度が平成28年6月までに施行。
- ・薬物依存者の再犯（再使用）の防止は、刑事司法機関のみでは不十分。保護観察所と、地域の医療・保健・福祉機関及び民間支援団体との有効かつ緊密な連携体制の構築が不可欠。

ガイドラインの概要

総論

基本方針

- ・精神疾患としての認識共有
- ・シームレスな支援
- ・民間支援団体との連携

関係機関

保護観察所、都道府県等、精神保健福祉センター、保健所、福祉事務所、市町村（特別区を含む）障害保健福祉主管課、刑事施設、地方更生保護委員会、依存症治療拠点機関及び薬物依存者に対する医療的支援を行うその他の医療機関

地域支援体制の構築

- ・定期的に連絡会議を開催する。
- ・薬物依存者の支援に関する人材の育成に努める。
- ・知見の共有等により、地域における薬物乱用に関する問題解決能力の向上を図る。
- ・相互の取組に関する理解及び支援の促進に努める。

情報の取扱い

- ・必要な情報は、他の機関又は団体における情報の取扱方針等に配慮しつつ、共有する。
- ・支援対象者に関する情報共有は、原則として本人の同意を得る。等

各論

薬物依存者本人に対する支援

（刑事施設入所中の支援）

- ・刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所は、出所後に必要な支援等に関するアセスメントを行う。
- ・保護観察所は、アセスメントの結果を踏まえ、出所後の社会復帰上の課題と対応方針を検討する。等

（保護観察中の支援）

- ・保護観察所は、支援対象者に対する指導監督を行うとともに、必要な支援を受けることができるよう調整する。
- ・医療機関は、支援対象者の治療や、必要に応じて関係機関に対する情報提供等を行う。
- ・都道府県、精神保健福祉センター又は保健所は、支援対象者の希望に応じ、回復プログラム等を実施する。
- ・福祉事務所又は市町村障害保健福祉主管課は、支援対象者の希望に応じ、必要な福祉的支援を実施する。
- ・関係機関は、保護観察所等の求めに応じ、支援対象者に対する支援に関するケア会議等に参加する。等

（保護観察終了後の支援）

- ・保護観察所は、支援対象者の希望に応じ、精神保健福祉センターその他の関係機関に支援を引き継ぐ。等

家族に対する支援

- ・関係機関は、支援対象者に対する支援に当たっては、本人の意向とともに家族の意向を汲む。
- ・関係機関は、相互に協力して効果的に家族支援を行うとともに、希望に応じ、保護観察終了後も支援を行う。等

厚生労働省における薬物依存症対策の取組

1. 依存症の普及啓発や家族支援、関係機関の連携強化

- ・ 薬物依存症を含む依存症の正しい知識や理解を普及啓発するため、一般向けリーフレットの作成や普及啓発イベント、シンポジウムを開催
- ・ 精神保健福祉センター等において、家族に対する心理教育プログラムや家族会等を実施
- ・ 都道府県等において行政や医療、福祉、司法を含む関係機関の連携会議、国において全国6ブロックで「薬物中毒対策連絡会議・再乱用防止対策講習会」を開催

2. 専門医療機関・相談拠点の整備

- ・ 都道府県・指定都市において、専門医療機関・治療拠点機関、相談拠点を整備
※平成30年10月11日時点の整備状況(薬物依存症) 専門医療機関：15自治体、治療拠点機関：10自治体、相談拠点：27自治体
- ・ 国立精神・神経医療研究センター等において、薬物依存症の医療従事者・相談員向け研修の実施

3. 自助グループ等民間団体への支援やその人材育成

- ・ 地域や全国で活動する薬物依存症の問題に取り組む民間団体への活動支援
- ・ 国立精神・神経医療研究センター等において、ダルク等回復施設職員を対象とした研修等の実施

4. 治療回復プログラムの普及、診療報酬での評価

- ・ 精神保健福祉センター等において、SMARPP（薬物依存症者に対する、標準化された集団認知行動療法プログラム）等の集団治療回復プログラムの普及・実践
- ・ 医療機関において適正に実施された薬物依存症集団療法への診療報酬加算

5. 薬物依存症に関する調査研究

- ・ 厚生労働科学研究「刑の一部執行猶予制度下における薬物依存者の地域支援に関する政策研究」(平成28～30年度)
- ・ 国立精神・神経医療研究センター等において、依存症の実態解明のための調査研究を実施(平成30年度)

依存症対策の推進に係る平成31年度予算案

30年度予算

6.1億円

→

31年度予算案

8.1億円 (+2.0億円)

+地域生活支援事業等493億円の内数

+地域生活支援事業等495億円の内数

全国拠点機関における依存症医療・支援体制の整備 69百万円 → 77百万円

アルコール・薬物・ギャンブル等の『依存症対策全国拠点機関』において、地域における治療等の指導者の養成や情報センターによる情報発信等を通じて、依存症医療・支援体制の整備を推進する。

地域における依存症の支援体制の整備 333百万円 → 512百万円

都道府県・指定都市等において、人材育成や依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定等による医療体制や相談体制の整備を推進するとともに、依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関・依存症相談拠点と精神科救急医療施設等との連携体制の構築や民間団体と連携した受診後の患者支援を実施し、地域の医療・相談支援体制の整備を推進する。

アルコール・薬物・ギャンブル等の民間団体支援 地域生活支援事業等493億円の内数 → 地域生活支援事業等495億円の内数

地域で依存症関連問題に取り組む民間団体の支援を行う。

依存症に関する調査研究事業 92百万円 → 92百万円

依存症の実態解明や地域での現状・課題に関する調査を実施する。

依存症に関する普及啓発の実施 95百万円 → 95百万円

依存症者や家族等が地域の治療や支援につながるよう、依存症に関する正しい知識と理解を広めるための普及啓発を実施する。

依存症民間団体支援 18百万円 → 29百万円

依存症者や家族等を対象とした相談支援や普及啓発等に全国規模で取り組む民間団体の支援を推進する。

薬物依存症相談拠点の設置状況（平成30年10月11日時点）：27自治体

	選定期期	相談機関名		選定期期	相談機関名
都道府県					
北海道			山口県		
青森県			徳島県	平成30年6月	精神保健福祉センター
岩手県			香川県	平成29年4月	精神保健福祉センター相談窓口
宮城県			愛媛県	平成30年10月	愛媛県心と体の健康センター
秋田県			高知県	平成30年4月	高知県立精神保健福祉センター・高知県依存症相談拠点
山形県			福岡県	平成30年4月	精神保健福祉センター
福島県			佐賀県	平成29年4月	肥前精神医療センター: 依存症相談室
茨城県				平成30年9月	佐賀県精神保健福祉センター
栃木県			長崎県	平成30年4月	長崎県こども・女性・障害者支援センター
群馬県			熊本県		
埼玉県	平成30年4月	埼玉県立精神保健福祉センター	大分県		
千葉県			宮崎県	平成30年4月	精神保健福祉センター
東京都			鹿児島県	平成29年9月	県精神保健福祉センター: 依存症相談窓口
神奈川県			沖縄県		
新潟県			指定都市		
富山県	平成30年5月	富山県心の健康センター: 富山県依存症相談支援センター	札幌市		
石川県			仙台市		
福井県			さいたま市	平成30年10月1日	さいたま市こころの健康センター
山梨県			千葉市		
長野県	平成30年4月	精神保健福祉センター: 依存症相談ホットライン	横浜市		
岐阜県			川崎市		
静岡県	平成30年4月	精神保健福祉センター: 依存相談	相模原市		
愛知県			新潟市		
三重県			静岡市		
滋賀県			浜松市		
京都府	平成30年7月	京都府精神保健福祉総合センター	名古屋市	平成30年7月	名古屋市精神保健福祉センター
大阪府	平成29年12月	大阪府こころの健康総合センター、大阪府の保健所(11か所)、大阪府中核市の保健所(5か所)	京都市	平成30年4月	京都市こころの健康増進センター: 薬物依存症・ギャンブル等依存症外来
兵庫県	平成30年1月	精神保健福祉センター: ひょうご・こうべ依存症対策センター	大阪市	平成30年4月	大阪市こころの健康センター
奈良県			堺市	平成30年4月	堺市こころの健康センター: 依存症相談窓口
和歌山県			神戸市	平成30年1月	兵庫県精神保健福祉センター: ひょうご・こうべ依存症対策センター
鳥取県	平成29年4月	社会医療法人明和会医療福祉センター 渡邊病院	岡山市	平成30年4月	岡山市こころの健康センター
	平成29年4月	精神保健福祉センター			
	平成29年4月	各保健所	広島市		
島根県			北九州市	平成30年4月	北九州市立精神保健福祉センター: 薬物・ギャンブルの問題で困っている人の相談窓口
岡山県	平成30年3月	精神保健福祉センター	福岡市		
広島県	平成30年4月	県立総合精神保健福祉センター	熊本市		

薬物依存症専門医療機関の選定状況(平成30年12月末時点)：18自治体

自治体名	選定期期	医療機関名	自治体名	選定期期	医療機関名
都道府県					
北海道	平成30年3月	旭山病院	岡山県	平成30年3月30日	岡山県精神科医療センター
青森県			広島県	平成30年3月22日	瀬野川病院
岩手県				平成30年4月30日	福山友愛病院
宮城県				平成30年6月25日	草津病院
秋田県				平成30年8月22日	呉みどりヶ丘病院
山形県			山口県		
福島県			徳島県	平成30年6月1日	藍里病院
茨城県			香川県		
栃木県			愛媛県		
群馬県			高知県		
埼玉県	平成30年4月1日	埼玉県立精神医療センター 埼玉県済生会鴻巣病院	福岡県		
千葉県			佐賀県	平成30年5月16日	独立行政法人国立病院機構 肥前精神医療センター
東京都			長崎県		
神奈川県		地方独立行政法人神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター	熊本県		
		医療法人社団祐和会 大石クリニック	大分県		
		学校法人北里研究所 北里大学東病院	宮崎県		
		医療法人財団青山会 みくるべ病院	鹿児島県		
新潟県			沖縄県		
富山県			指定都市		
石川県			札幌市		
福井県			仙台市		
山梨県			さいたま市		
長野県			千葉市		
岐阜県	平成30年3月	各務原病院	横浜市		
	平成30年3月	大垣病院	川崎市		
静岡県			相模原市		
愛知県		桶狭間病院藤田こころケアセンター	新潟市		
三重県			静岡市		
滋賀県			浜松市		
京都府		医療法人稲門会 いわくら病院	名古屋市	平成30年10月	西山クリニック
大阪府	平成29年9月29日	地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪精神医療センター	京都市		医療法人稲門会 いわくら病院
	平成30年1月4日	一般財団法人成研会 結のぞみ病院	大阪市	平成30年3月16日	医療法人 藤井クリニック
	平成30年3月30日	医療法人 東布施辻本クリニック		平成30年3月29日	地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪精神医療センター
	平成30年4月12日	医療法人 利田会 久米田病院	堺市	平成30年3月29日	地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪精神医療センター
	平成30年5月29日	医療法人聖和錦秀会 阪本病院	神戸市		
兵庫県			岡山市	平成30年3月	岡山県精神科医療センター
奈良県			広島市		
和歌山県			北九州市		
鳥取県	平成30年4月	社会医療法人明和会医療福祉センター渡辺病院	福岡市		
島根県	平成29年11月27日	医療法人同仁会こなんホスピタル	熊本市		

薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援

全国規模で活動する民間団体

支援

依存症民間団体支援事業

30年度予算 1,815万円

※国から団体へ直接交付する補助金（補助率10/10（定額））

【事業目的】

全国規模で依存症の問題に取り組む民間団体が実施する依存症対策を推進する上で必要な人材を養成するための研修や依存症に関する普及啓発等の活動を支援することにより、問題の早期発見・早期介入や適切な治療支援、問題の再発防止を図り、依存症患者、依存症が疑われる者、依存症になるリスクを有する者、依存症から回復を目指す者及びその家族等に対する支援体制の整備を一層推進することを目的とする。

【応募要件】

- (1) 依存症対策に資する事業であること。
- (2) 創意工夫や熱意をもって行われ、効果的な事業であること。
- (3) 営利を目的としない事業であること。
- (4) 複数の都道府県に渡って効果が期待され実施する事業であること、又は複数の都道府県の住民等を対象とし効果が期待され実施する事業であること。
- (5) 地方自治体から補助や助成を受けていない事業であること。

平成30年度の本事業において、薬物依存症関係の団体では、**「NPO法人全国薬物依存症者家族会連合会」**が採択された。

地域で活動する民間団体

支援

薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体事業

30年度予算 地域生活支援事業493億円の内数

※地方自治体向けの補助金（補助率1/2）

補助対象となる民間団体の活動

- (1) ミーティング活動
薬物依存症を抱える者やその家族が他害の悩みを共有することや情報交換ができる交流活動。
→ 会場提供などの支援
- (2) 情報提供
薬物依存症を抱える者やその家族の問題解決に資する情報提供。
→ 情報提供に使用するリーフレット作成経費などの支援
- (3) 普及啓発活動
薬物依存症に関する普及啓発活動。
→ 薬物依存症に対する理解促進のための刊行物発行に要する費用援助などの支援
- (4) 相談活動
薬物依存症に関する問題の相談を受ける活動。
→ 会場提供や相談に同席する専門家への謝金などの支援

地方自治体におかれては、本補助金の積極的なご活用についてご検討をお願いしたい。

○国と地方自治体が、各地の民間団体のニーズに応える支援を展開し、民間団体の活動を促進する。

依存症の理解を深めるための普及啓発

- アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症は、適切な治療とその後の支援によって、回復可能な疾患。
- その一方で、依存症に関する正しい知識と理解が得られていない上、依存症への偏見、差別もあり、依存症の方やその家族が適切な治療や支援に結びついていないという課題がある。
- こうした課題の解決に向けての取組として、イベントやSNSをはじめとする各種媒体で情報発信を進める。

□ 依存症の理解を深めるための普及啓発事業

① 依存症の理解を深めるための普及啓発イベント

(愛知・大阪イベント)

日時：平成31年2月17日(日) 場所：プライムツリー赤池 プライムホール(愛知県日進市)
平成31年2月23日(土) 場所：三井アウトレットパーク大阪鶴見 イベントスペース(大阪市)
出演者：濱口優(よゐこ)、依存症理解啓発サポーター 前園真聖、
松本俊彦(NCNP)、田中紀子(公社ギャンブル依存症問題を考える会)他

(東京イベント)

日時：平成31年3月6日(水) 場所：時事通信ホール 時事通信ビル2F(東京都中央区)
出演者：大森靖子(超歌手)、依存症理解啓発サポーター 前園真聖、松本俊彦(NCNP)

② 特設WEBサイト、SNSを活用した情報発信

◆ 特設WEBサイト、SNSを開設し、イベントなど当事業に関連する情報やマンガ、動画などを通じて、依存症に関する正しい知識を啓発。Twitter：依存症なび(<https://twitter.com/izonshonavi>)

◆ コンテンツ配信：依存症に関する正しい理解の促進のためのマンガ、動画を特設WEBサイトで配信。

■ 依存症啓発漫画

■ 依存症啓発漫画

三森みささんが、依存症をテーマに啓発内容の漫画を制作。



■ 依存症啓発動画

YouTuberとしても活躍するお笑い芸人が「依存症に対する偏見について物申す」動画を制作。



せやろがいおじさん
榎森 耕助(えもり こうすけ)

依存症理解啓発サポーター
前園真聖



濱口優(よゐこ)



大森靖子



特設WEBサイト

□ その他

依存症の理解を深めるための普及啓発リーフレット

相談窓口として、各種民間団体(自助グループ・支援団体)の連絡先を掲載。

依存症者・家族は 様々な悩みを抱えてやって来る



依存症者・家族を支えるためには 多くの機関による支援や連携が不可欠



ご静聴ありがとうございました

